

# 意見書

平成 24 年 7 月 25 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりとりしまりやくしゃちよう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 6 月 26 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。

#### ■システム開発について

「エントリーメニュー」の導入に係るシステム改修を行う予定とされていますが、「エントリーメニュー」を利用する事業者の規模や「エントリーメニュー」が「光配線区画の見直し」が完了するまでの間の補完的措置として提供される期間限定のメニューであることを鑑みると、必ずしもシステム改修を前提とした対応ではなく、可能な限り手作業での対応としたスモールスタートでも良いのではないかと考えます。

これにより、システム改修に係る準備期間が不要となることから、メニューの提供開始時期も前倒しが可能になるのではないかと考えます。

#### ■エントリーメニュー等の競争促進施策のレビューについて

総務省殿では本年5月に公正競争レビュー制度（以下、本制度）を創設し、今後、ブロードバンド普及促進に係る取組状況や累次の公正競争要件に係る規制の有効性及び適正性に対する検証を行い、適宜改善策を図るとする考え方が示されました。

上記の趣旨を踏まえれば、FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図ることを目的として導入されることになった「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」は、本制度の枠組みで当該メニューの利用状況や事業者の参入状況を見ながら、その有効性を検証することが適切と考えます。

なお、検証においては、以下の点から「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」では、都市部の競争環境の整備が不十分となる可能性があることに特に留意すべきと考えます。

- ①「エントリーメニュー」の対象エリアは非競争地域に限定されている点
- ②新たな光配線区画導入トライアルの検討状況からは、都市部は地下配線エリアの比率が高いことが想定され、「光配線区画の見直し」が効果的ではない見通しである点

本制度の検証結果として、「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」の利用状況や事業者の参入状況から、当該メニューのみではFTTH市場における競争促進が不十分と判断される場合には、エリアを問わず多様な事業者により市場参入が可能となる環境を構築する方策として、改めて「GC接続類似機能」、「ファイバシェアリング」、及び「分岐単位接続料」の実現も視野に含め、昨年度末に接続委員会で結論が得られなかった技術・コスト面の課題等を本制度の中で検討すべきと考えます。

以上